

令和 8 年度大阪府国民健康保険保険給付費等交付金条例第三条第二号に基づく
保険給付費等交付金特別交付金交付基準

大阪府が行う納付金算定に用いる所得金額、被保険者数及び世帯数の推計値と、市町村が行う保険料賦課における実績値との乖離によって、市町村に帰責事由のない赤字が生じ得ることは、国民健康保険制度の構造上避けられず、経年により平準化される仕組みとなっている。

しかし、保険料水準の完全統一を達成した令和 6 年度以降にあっては、当該赤字を補填するための償還財源を確保するため、市町村が統一保険料率に上乘せを行うことは、被保険者間の負担の公平性の観点から望ましくない。

このため、市町村に帰責事由のない赤字に対し、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に基づく大阪府国民健康保険保険給付費等交付金条例（平成 29 年大阪府条例第 99 号）第 3 条第 2 号に定める特別交付金（以下「特別交付金（府繰入分）」という。）を交付することで、償還財源を確保し、統一保険料率の維持を図る。

特別交付金（府繰入分）の交付基準については、次のとおりとする。

(交付の目的)

第 1 条 この基準は、市町村に帰責事由のない赤字が生じた場合における財政措置を講ずることにより、被保険者間の負担の公平性を確保し、統一保険料率の安定的な運用を図ることを目的とする。

(特別交付金（府繰入分）の交付)

第 2 条 大阪府は、市町村に帰責事由のない赤字が生じた場合において、第 2 項に定める条件を充たす市町村に対し、第 3 項に定める算定方法によって定める額を基準に、予算の範囲内で特別交付金（府繰入分）を交付する。

2 令和 6 年度において大阪府財政安定化基金から貸付を受けた市町村であること。

3 特別交付金の額の算定の基準となる額は、次の各号に掲げるところにより算定する。

一 令和 6 年度の市町村に帰責事由のない赤字の額は、次の算式により算定した零を下回る額とする。

算式

$$(A + B + C) \times D - E$$

算式の符号

A 令和 6 年度分保険料の調定額

B 令和 6 年度分保険料の軽減額

C 令和 6 年度分保険料の減免額

D 令和 6 年度分事業費納付金算定に用いた標準収納率

E 令和 6 年度分事業費納付金の額

二 前号の規定により算定された令和 6 年度の市町村に帰責事由のない赤字の額に、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。